

応援します!! 介護の仕事を目指す方



介護福祉士育成給付金

年間 50名(先着順)

最大120万円(年間60万円) 給付します!

※修学経費(養成施設入学に係る費用、授業料等修学に要する費用)に対して

下記の条件すべてに該当する方が対象となります。

※1,000円未満切捨て

- ✓ 専門学校等の介護福祉士養成施設に在学中または入学が決定している
- ✓ 養成施設を卒業後、1年以内に区内介護事業所で介護福祉士として就労の誓約をする
- ✓ 区内介護事業所で介護福祉士として5年以上継続して就労の誓約をする

【提出書類】

申請書等の押印は、朱肉を使う印鑑をご使用ください。

- ① 江戸川区介護福祉士育成給付金交付申請書(第1号様式)

※申請者及び養成施設の情報提供に関する同意が必要となります。

- ② 入学許可証(合格通知書)または在学証明書の写し
- ③ 修学経費に関する領収書

※ただし、修学経費を支払う前に申請する場合は、給付金交付後にご提出いただきます。

- ④ 修学経費に関する書類(入学案内等修学経費の詳細が分かるもの)
- ⑤ 誓約書(第2号様式)
- ⑥ <区民の方> 個人情報の利用に係る同意書(第3号様式)
<区外の方> 申請者の住民票の写し等(発行後3か月以内のもの)

介護職員初任者研修等助成金については裏面をご覧ください▶

介護職員初任者研修・実務者研修 生活援助従事者研修 受講費用助成金

年間 **50名**(先着順)

受講費用を **全額** 助成します！

下記の条件すべてに該当する方が対象となります。

※1,000円未満切捨て

- ✓ 平成28年4月1日以後に介護職員初任者研修課程・平成30年4月1日以後に実務者研修課程・令和3年4月1日以後に生活援助従事者研修課程を修了した方。
- ✓ ① or ②の要件を満たしている方
 - 〈①先に研修を修了した場合〉
いずれかの研修修了日から6か月以内に江戸川区内にある介護事業所に就職し、6ヶ月間就労が継続している。
 - 〈②先に就職した場合〉
介護事業所に就職した日から3か月以内にいずれかの研修の受講を開始し、修了後6ヶ月間就労が継続している。
- ✓ 江戸川区介護職員初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修助成の制度を利用したことがない方。
- ✓ 他の制度による類似の助成を受けていない方。

【提出書類】

申請書等の押印は、朱肉を使う印鑑をご使用ください。

- ① 江戸川区介護職員初任者研修等受講費用助成申請書（第1号様式）
- ② 研修修了証明書の写し
- ③ 研修受講費用の領収書（原本）
- ④ 就労証明書（第2号様式）

詳しくは江戸川区介護保険ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・書類提出先

江戸川区介護人材確保事業 **検索**

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係（江戸川区役所2階2番）
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎ 03-5662-0032



申請書類は江戸川区介護保険課のホームページからダウンロードできます